



令和6年6月21日

市政記者クラブ 様

経済局産業労働部中小企業振興課

担当：前田、宇野 電話：735-2100

経営安定資金「フォローアップ資金」の創設について

国のコロナ資金繰り支援策の見直しに伴い、新たに、コロナ融資の借換え需要にも対応できる融資制度を下記のとおり創設しますので、お知らせします。

記

1 趣 旨

国において、新型コロナウイルス感染症関連の信用保証制度の延長終了及びそれに代わる資金繰り支援策として新たな信用保証制度が創設されたことを受け、本市においても、コロナ融資の借換え需要に対応できる「経営安定資金フォローアップ資金」を創設します。

2 制度概要

別添「経営安定資金 フォローアップ資金のご案内」のとおり

3 保証申込み受付開始日

令和6年7月1日（月）

4 その他

コロナ融資である「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金」については、国の新型コロナウイルス感染症関連の信用保証制度の延長終了に伴い、令和6年6月末をもって保証申込みを終了します。

「経営安定資金 フォローアップ資金」のご案内

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

フォローアップ資金のポイント

○取扱金融機関などが連携して、事業計画の策定や継続的な経営支援を行います！

〇コロナ融資（※1）からの借換えに対応しています！！

※1 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を指します。具体的には、「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金」「大規模危機対策資金」「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金」などが該当します。

1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等（名古屋市信用保証協会
を利用できる中小企業者の方に限ります。）で、以下の①または②に該当する方

- ① 取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関（※2）の支援を受け、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
- ② ①に該当し、かつ中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号の認定を受けている方

※2 中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき、国の認定を受けた金融機関等の専門家です。最新の認定支援機関は、中小企業庁ウェブサイトで確認できます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kanban.html>



2 制度概要

融資限度額	2億8,000万円								
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、②はコロナ融資を借り換える場合に限る（借換えに伴う増額は可）								
融資期間	運転資金5年以内、設備資金7年以内（ただし、借換えを伴う場合は10年以内）								
据置期間	12か月以内								
融資利率	区 分		①の場合			②の場合			
	3年以内		1.2%			1.1%			
	5年以内		1.3%			1.2%			
	7年以内		1.4%			1.3%			
	10年以内		1.5%			1.4%			
保証料率 (年率：%)	①の場合：経営状況に応じた下表のいずれかの保証料率となります。								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	0.38
	(ただし、貸借対照表未作成等の場合は1.05%となります)								
	②の場合：0.67%								
担保・連帯保証人	名古屋市信用保証協会所定								

3 取扱金融機関（申込受付窓口）

下表の取扱金融機関（愛知県内店舗）にお申込みください。

銀 行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・愛知・中京
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
そ の 他	商工組合中央金庫

4 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書、個人情報の取扱いに関する同意書
 - 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書、事業行動計画書
 - 印鑑証明書、確定申告書（写し） 2 期分、決算書（写し） 2 期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書・契約書等
 - （法人の場合）商業登記にかかる登記事項証明書（商業登記簿謄本）、定款
 - （②の場合）中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5号の認定書
- ※ 上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

5 その他

- 取扱金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、取扱金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本資金の利用が可能です。
- 中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗状況を取扱金融機関に対して四半期ごとに報告する必要があります（取扱金融機関は、経営支援の実施状況などを信用保証協会に対して定期的に報告します）。
- 本資金の保証料率は、原則として申込時の信用力に対応した通常の保証料率よりも一区分低い保証料率が適用されています。ただし、中小企業者が特別の理由なく取扱金融機関に対する四半期毎の報告を怠った場合は、保証協会など関係機関との協議の上、通常の保証料率による保証料を追加で支払っていただくなど、指示に従っていただく必要があります。
- 本資金を利用する場合、国が定める要件にすべて該当し保証料を上乗せすること等により、経営者保証不要を選択することができます。保証料率等、詳しくは名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- この融資制度は、責任共有制度の対象です。責任共有制度とは、適切な責任共有を図るため、全国の保証協会に導入された制度です。保証付融資は一部を除いて、従前の原則100%保証から80%保証となりました。
- 融資の際には保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

6 お問い合わせ先

- 融資制度全般に関すること
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
名古屋市千種区吹上二丁目6番3号（中小企業振興会館6階）
電話 052（735）2100
- 保証制度等に関すること
名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052（212）3011